

発委第5号

町長の専決事項の指定について

町長の専決事項の指定についてを次のように定めるものとする。

令和7年3月21日提出

提出者	東浦町議会議員	三浦雄二
	東浦町議会議員	山下享司
	東浦町議会議員	間瀬元明
	東浦町議会議員	大川晃
	東浦町議会議員	水野久子
	東浦町議会議員	秋葉富士子
賛成者	東浦町議会議員	前田明弘
	東浦町議会議員	北野興地
	東浦町議会議員	間瀬宗則
	東浦町議会議員	久松純志
	東浦町議会議員	赤川操恵
	東浦町議会議員	山田眞悟
	東浦町議会議員	森靖広

町長の専決事項の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- （1）町が当事者である和解及び調停で、その目的の価格が、100 万円以下（交通事故に係るもので、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の適用を受けるものにあつては、同法に規定する当該保険金額の最高額の範囲内）のもの
- （2）法律上、町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が、100 万円以下（交通事故に係るもので、自動車損害賠償保障法の適用を受けるものにあつては、同法に規定する当該保険金額の最高額の範囲内）のもの
- （3）議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について契約金額の 10 パーセント以内の変更をすること。ただし、その額は 2,000 万円を限度とする。

附 則

- 1 この議決は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 町長の専決事項の指定について（昭和 58 年 3 月 18 日議決）は、廃止する。
- 3 この議決は、この議決の施行の日以後に専決処分する事項について適用する。

提案理由

町長において専決処分することができる事項を指定するため提案するものである。